

動物用医薬品（ジクロロイソシアヌル酸）に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案) についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年7月22日～令和2年8月20日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	<p>「ラット又はマウスを用いたイソシアヌル酸又はシアヌル酸ナトリウムの亜急性毒性試験において、しばしば結石形成と膀胱粘膜上皮過形成を伴う腎又は尿路系の傷害がみられた」という点は気になります。ほとんどが尿中に排泄されるとはいえ、消毒剤ですから。本当に大丈夫でしょうか？</p>	<p>様々な毒性試験の結果を踏まえて、本医薬品の許容一日摂取量（ADI）を設定しています。</p> <p>この値は腎又は尿路系の傷害を含むいかなる毒性も引き起こされない用量の中で、最も低い用量の1/100に設定されました。</p> <p>食品安全委員会は、今回設定したADIに基づき適切なリスク管理措置（食品を介して摂取する化合物の総量がADIを越えないような残留基準の設定等）が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。